北海道警察本部訓令第11号 平成2年8月22日

改正 平成 5 年 9 月 24 日 警察本部訓令第10号、 7 年 12 月 6 日 第 30 号、 24 年 3 月 23 日 第 11 号、 29 年 11 月 9 日 第 28 号

北海道警察捜査本部運営規程を次のように定める。

北海道警察捜査本部運営規程

北海道警察捜査本部運営規程(昭和55年北海道警察本部訓令16号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 北海道警察における捜査本部の開設、運営等については、犯罪捜査規範 (昭和32年国家公安委員会規則第2号)、犯罪捜査共助規則 (昭和32年国家公安委員会規則第3号) その他別に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(特別捜査本部の開設)

- 第2条 北海道警察本部長(以下「警察本部長」という。)は、次の各号に掲げる社会的反響の大きい重要事件又はこれに発展するおそれのある事件の発生を認知し、特に捜査を統一的かつ強力に推進する必要があると認めたときは、特別捜査本部を開設するものとする。
 - (1) 殺人、強盗、強制性交等、放火等の凶悪事件及び略取誘拐事件のうち、重要又は特異なもの
 - (2) 大規模な業務上過失致死傷事件のうち重要又は特異なもの
 - (3) 全道的に主要な公共的施設又は公益事業に対する破壊、火災等による機能妨害事件のうち、重要又は特異なもの
 - (4) 大型の知能犯事件、大規模な暴力団事件及び警備事件のうち、重要又は特 異なもの
 - (5) その他特別捜査本部を開設する必要があると認めた事件 (捜査本部の開設)
- 第3条 北海道警察本部(以下「警察本部」という。)の当該事件の捜査を主管する部の長(以下「主管部長」という。)又は方面本部長(以下「方面本部長等」という。)は、次の各号に掲げる事件又はこれに発展するおそれのある事件の発生を認知し、捜査を統一的かつ強力に推進する必要があると認めたときは、警察本部長の承認を得て捜査本部を開設するものとする。
 - (1) 殺人、強盗、強制性交等、放火等の凶悪事件
 - (2) 大規模な業務上過失致死傷事件
 - (3) 公共的施設又は公益事業に対する破壊、火災等による重大な機能妨害事件
 - (4) 重要又は特異な知能犯事件又は窃盗事件
 - (5) 重要又は特異な暴力団事件
 - (6) 爆発物、銃砲、火薬、その他危険物に係る重要な事件

- (7) 重要又は特異なひき逃げ事件
- (8) 重要又は特異な警備事件
- (9) その他捜査本部を開設する必要があると認めた事件 (捜査本部等の名称)
- 第4条 特別捜査本部又は捜査本部(以下「捜査本部等」という。)を開設する ときは、事件の内容、捜査体制等を勘案して、捜査本部等を特定できる名称を 付するものとする。

(開設の場所)

- 第5条 捜査本部等は、原則として当該事件の発生地を管轄する警察署(以下「所轄署」という。) に開設するものとする。
- 2 警察本部長又は方面本部長等は、事件の態様、地理的条件等特別の事情がある場合には、所轄署以外の場所に捜査本部等を開設することができるものとする。

(開設の通報)

- 第6条 警察本部又は方面本部(以下「本部」という。)の当該事件の捜査を主管する課(以下「主管課」という。)の長(以下「主管課長」という。)は、 捜査本部等が開設されたときは、速やかに本部の各課長(課長に相当する者を含む。)及び各警察署長(以下「署長等」と総称する。)に対して、次に掲げる事項を通報するものとする。
 - (1) 捜査本部等の名称及び捜査本部長名
 - (2) 開設の日時及び場所
 - (3) 事件の概要
 - (4) 通信連絡の方法
 - (5) その他捜査上必要な事項

(捜査本部等の編成)

- 第7条 捜査本部等は、原則として、捜査本部長、捜査副本部長、事件主任官、 広報担当官、捜査班長及び捜査班員をもって編成するものとする。
- 2 前項に掲げるもののほか、捜査本部等の性質、態様等から必要があると認められるときは、捜査本部等に捜査本部長付及び分掌主任官を置くことができるものとする。

(捜査本部長)

- 第8条 捜査本部長には、特別捜査本部にあっては、警察本部長自ら捜査本部長 となる場合を除き、方面本部長等のうちから警察本部長が指名する者を、捜査 本部にあっては、方面本部長等が警察本部長の承認を得て自ら捜査本部長とな る場合を除き、所轄署長又は主管課長のうちから方面本部長等が警察本部長の 承認を得て指名する者をもって充てる。
- 2 捜査本部長は、警察本部長又は方面本部長等の命を受け、当該事件の捜査を 統括し、捜査本部等に所属する職員を指揮監督するとともに、組織捜査の効率 的な運営に努めるものとする。

(捜査副本部長)

- 第9条 捜査副本部長には、特別捜査本部にあっては、方面本部長等又は主管課長、本部の関係課長若しくは所轄署長のうちから警察本部長が指名する者を、捜査本部にあっては、捜査本部長が警察本部長の承認を得て主管課長若しくは主管課の警視以上の階級にある者又は所轄署長若しくは所轄署の副署長のうちから指名する者をもって充てる。
- 2 捜査副本部長は、捜査本部長を助け、捜査本部等の捜査に係る事務を整理するとともに、捜査本部長が不在の場合には、その職務を代行するものとする。 (捜査本部長付)
- 第10条 捜査本部長付には、特別捜査本部にあっては、警察本部長が指名する者 を、捜査本部にあっては、捜査本部長が方面本部長等の承認を得て指名する者 をもって充てる。
- 2 捜査本部長付は、それぞれの所掌事務を通じて当該事件の捜査運営について 積極的に参画、必要な助言を行うものとする。

(事件主任官)

- 第11条 事件主任官には、特別捜査本部にあっては原則として主管課長を、捜査本部にあっては主管課又は所轄署の警視若しくは警部の階級にある警察官のうちから捜査本部長が指名する者をもって充てる。
- 2 事件主任官は、捜査本部長の命を受け捜査本部等事件の捜査に係る事務を掌理し、捜査の指揮に当たるものとする。

(広報担当官)

- 第12条 広報担当官には、特別捜査本部にあっては、捜査本部長が警察本部長の 承認を得て警視以上の階級にある警察官のうちから指名する者を、捜査本部に あっては捜査本部長が方面本部長等の承認を得て、原則として警視以上の階級 にある警察官のうちから指名する者をもって充てる。
- 2 広報担当官は捜査本部長の命を受け、捜査本部等事件に係る広報に関する事 務を行うものとする。

(分掌主任官)

- 第13条 分掌主任官には、特別捜査本部にあっては、捜査本部長が警察本部長の 承認を得て、捜査本部にあっては、捜査本部長が方面本部長等の承認を得て、 それぞれ主管課又は所轄署の警視若しくは警部の階級にある警察官のうちから 指名する者をもって充てる。
- 2 分掌主任官は、事件主任官を補佐し、捜査の指揮に当たるものとする。 (捜査班長及び捜査班員)
- 第14条 捜査班長及び捜査班員には、特別捜査本部にあっては、捜査本部長が警察本部長の承認を得て、捜査本部にあっては、捜査本部長が方面本部長等の承認を得て、それぞれ原則として警部補以下の階級にある警察官(同相当職の一般職員を含む。)のうちから命ずるものとし、捜査事項ごとにこれらの者からなる捜査班を編成するものとする。
- 2 捜査班長及び捜査班員は、下命された捜査事項について、捜査活動に従事するものとする。

3 捜査班長は、捜査班の運営に当たっては、具体的な捜査方法について班員相 互で討議するなど、積極的かつ活力ある一体的な捜査活動が展開されるように 努めなければならない。

(捜査員の確保)

第15条 主管部長は、捜査本部等事件の捜査に的確に対処するため、必要によりあらかじめ一定の捜査員が迅速に確保できるようにしておくものとする。

(協力援助の義務)

- 第16条 署長等は、捜査本部長から依頼された手配、捜査等については、迅速かつ的確に処理するものとする。
- 2 署長等は、捜査本部等事件に関する情報その他捜査資料を得たときは、必要 な措置を講ずるとともに、機を失することなく当該捜査本部長に通報するもの とする。

(被疑者の引き渡し等)

- 第17条 署長等は、捜査本部等事件の被疑者を検挙したときは、速やかに当該被 疑者を被疑者引渡書、被疑事件引継書(犯罪捜査規範別記様式第5号)により 当該捜査本部長に引き渡すものとする。
- 2 署長等は、現に捜査中の事件又は捜査を開始しようとしている事件が捜査本 部等事件と競合し、又は関連すると認められるときは、速やかにその旨を当該 捜査本部長に通報するものとする。
- 3 捜査本部長は、前項の通報を受け、又は自らこれを認知したときは、必要な 捜査の調整を行うものとする。

(捜査本部等の運営)

- 第18条 捜査本部長は、次の各号に掲げる事項について特に配意し、捜査本部等 の組織的かつ効率的な運営に努めなければならない。
 - (1) 捜査の進展に応じた編成 捜査本部長は、捜査の進展に応じ捜査本部等の体制について検討を加え、 その合理的かつ効率的な編成に努めなければならない。
 - (2) 捜査指揮の徹底

捜査本部長は、捜査事項の下命及び復命を的確に行わせ捜査指揮の徹底が 図られるよう努めなければならない。

(3) 効率的な捜査の推進

ア 捜査会議の効率的開催

捜査本部長は、捜査情報の集約及び分析並びに捜査事項の伝達等の徹底を図るため、目的及び態様に応じた捜査会議を効率的に開催し、又は開催させなければならない。

イ 捜査員の弾力的な勤務運用

捜査本部長は、効率的な捜査の推進を図るため、捜査本部等事件捜査の 必要に応じて捜査員の勤務を弾力的に運用しなければならない。

(4) 関係都府県警察等との連携

捜査本部長は、常に広域的視野に立って捜査本部等事件の捜査運営に配意

するとともに、当該事件の捜査が他の都府県警察又は他方面と関連する場合には、広域捜査を積極的に推進するなど、関係都府県警察又は他方面との緊密な連携を確保しなければならない。

(5) 多角的広報の推進

捜査本部長は、報道機関に対してはもとより、地域住民等に対しても適時 適切な広報を行い、捜査本部等事件捜査に対する理解と協力が得られるよう に努めなければならない。

(6) 情報の合理的かつ適切な管理

捜査本部長は、コンピュータ等の活用等必要な措置を講じ、捜査情報処理 の合理化、効率化を図るとともに、捜査情報の適切な管理に努めなければな らない。

(7) 秘密の保持

捜査本部長は、捜査本部等事件捜査の運営に当たっては、捜査に関する秘密の保持が図られように努めなければならない。

(8) 装備資器材の確保

捜査本部長は、捜査本部等事件捜査の合理化、効率化を図るため、必要な 捜査用装備資器材の確保に努めなければならない。

(9) 適切な処遇の確保

捜査本部長は、捜査本部等事件捜査の円滑な遂行と捜査本部員の指揮の高 揚を図るため、捜査本部員の適切な処遇を確保するように努めなければなら ない。

(捜査本部等の解散)

- 第19条 捜査本部等を開設した事件について、次の各号の一に該当するに至った場合は、特別捜査本部事件にあっては警察本部長が、捜査本部事件にあっては方面本部長等が警察本部長の承認を得て、それぞれ当該捜査本部等を解散するものとする。
 - (1) 当該事件の被疑者を検挙し、捜査の必要がなくなったとき。
 - (2) 当該事件の被疑者が他の都府県警察で検挙され、事件を移送したとき。
 - (3) 当該事件の捜査を所轄署のみで遂行できると認めるに至ったとき。
 - (4) その他捜査本部等を開設して捜査を継続する必要がなくなったとき。
- 2 主管課長は、前項により捜査本部等が解散されたときは、署長等にその旨を 通報しなければならない。

(事件の引継ぎ)

- 第20条 捜査本部長は、事件を解決しないで捜査本部等を解散する場合には、当該事件を証拠資料及び関係記録とともに、被疑事件引継書により所轄署長に引き継ぐものとする。
- 2 所轄署長は、前項により事件の引継ぎを受けたときは、当該事件について担 当捜査員を指定するなどして、継続捜査の効率的な推進に努めなければならな い。

(簿冊の備付け)

- 第21条 捜査本部長は、次の各号に掲げる簿冊を備え、当該捜査本部等事件の捜 査経過を明らかにしておかなければならない。
 - (1) 捜査本部日誌 (別記第1号様式)
 - (2) 捜査員配置簿 (別記第2号様式)
 - (3) 捜査会議(検討会)録(別記第3号様式)
 - (4) その他の簿冊

(合同捜査本部等の開設)

- 第22条 警察本部長は、次の各号に掲げる場合において、特に捜査を統一的かつ 強力に推進する必要があると認めるときは、合同特別捜査本部又は合同捜査本 部(以下この条において「合同捜査本部等」という。)を開設するものとする。 ただし、同一方面における2以上の警察署の区域にわたる事件に係る合同捜査 本部については、当該方面本部長等が、警察本部長の承認を得て開設できるも のとする。
 - (1) 現に捜査中の捜査本部等事件が競合するに至ったとき。
 - (2) 全道又は2以上の方面若しくは警察署の区域にわたって発生した重要事件について、捜査本部等を開設する必要があるとき。
- 2 合同捜査本部等の開設、運営等については、第4条から前条までの規定を準 用する。

附則

- 1 この訓令は、平成2年9月1日から施行する。
- 2 この訓令施行の際、現に開設中の捜査本部等については、この訓令の規定に基づき開設された捜査本部等とみなす。

附 則(平成5年警察本部訓令第10号)

- 1 この訓令は、平成5年10月1日から施行する。
- 2 この訓令施行の際現に改正前の訓令に基づき調製された様式用紙の残部のある場合は、当分の間これを使用することができる。

附 則 (平成7年警察本部訓令第30号)

この訓令は、平成7年12月6日から施行する。

附 則(平成24年警察本部訓令第11号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成29年警察本部訓令第28号)

- この訓令は、平成29年11月9日から施行する。
 - ※ 別記様式省略